

25年「司法試験」:合格者数やや減の 2,049人、合格率2年連続アップの26.8%!

法科大学院修了者の合格率25.8%、予備試験組71.9%。
政府・閣僚会議、法科大学院の法的措置等、2年以内に結論!

旺文社 教育情報センター 25年11月

法科大学院は法曹養成の中核を担い、法曹の量的拡大と質的充実を図るため16(2004)年度に創設された。法科大学院修了者による司法試験は18年から実施されているが、当初目標の合格者数年間3,000人、合格率7~8割とはほど遠い状況が続いている。

25年司法試験合格者数は前年より2.5%減の2,049人、合格率は2年連続アップの26.8%。合格者の内訳は、法科大学院修了者が5.6%減の1,929人、予備試験組が前年の2倍以上の120人。合格率は前者25.8%、後者71.9%で、ともにアップしたが、両者の差はやや拡大した。

政府の法曹養成制度関係閣僚会議は25年7月、深刻な課題を抱え、改善の見込みがない法科大学院への法的措置などの結論を2年以内に得るとしている。



<司法試験の動向>

新制度となった18年以降の司法試験のこれまでの受験・合格状況をみると、18年~23年までは受験者数の増加、合格者数の停滞状態と合格率の低下が目立つ。そうした傾向の下、24年は受験者数の減少、合格者数の増加、合格率の上昇といった好転換がみられた。

25年は受験者数の2年連続の減少に加え、合格者数もやや減少したが、合格率は2年連続のアップとなった。(図1、表1・表2・表3参照)

○ 受験状況

司法試験の受験者数は、既修者コースのみの受験となった18年(第1回)は2,091人であったが、未修者コースも加わった19年には18年の2.2倍に当たる4,607人となり、以降、年々増加して23年には8,765人に達していた。

しかし、24年は初参加の「司法試験予備試験」(以下、予備試験。後述)合格者の85人の受験を含め、前年を初めて378人(4.3%)下回る8,387人だった。

25年は予備試験組の受験者が前年より82人(96.5%)増の167人に増加したが、全体では前年より734人(8.8%)減の7,653人だった。

ところで、法科大学院修了者の受験者数は、前年より816人(9.8%)減の7,486人で、2年

連続の減少。これは、21年度以降の法科大学院修了者数の減少や、司法試験の受験は「法科大学院修了後、5年以内に3回まで」という“受験制限”などの影響とみられる。

なお、25年の法科大学院修了者の受験者7,486人のうち、既修者コースは3,152人(占有率42.1%)で、未修者コースが既修者コースの1.4倍に当たる4,334人(同57.9%)である。

○ 合格状況

● 合格者数

司法試験の合格者数は18年の1,009人から20年の2,065人まで増加したが、21年は前年より22人減の2,043人に減少。22年はやや増加して2,074人であったが、23年は再び前年より11人減の2,063人。24年は予備試験組の合格者58人を含め、前年より39人(1.9%)増加の2,102人となった。

25年は予備試験組の合格者数が前年より62人(106.9%)増の120人に倍増したが、法科大学院修了者の合格者数が前年より115人(5.6%)減の1,929人で、全体の合格者数は前年より53人(2.5%)減少の2,049人だった。法科大学院74校(廃止、募集停止校の受験者含む)のうち、合格者ゼロが3校(24年は1校)、1桁台が35校(24年は37校)だった。

なお、法科大学院修了者の合格者1,929人のうち、既修者コースが1,209人(占有率62.7%)、未修者コースが720人(同37.3%)である。

● 合格率

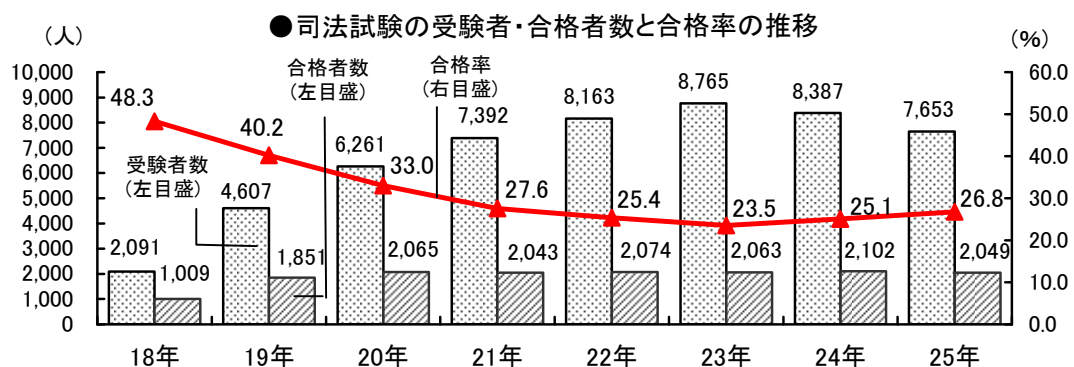
司法試験の合格率は、23年までの受験者増と合格者数の停滞状態を反映して、18年(第1回。既修者コースのみ)の48.3%を最高に年々低下。23年は23.5%まで低下して、新制度となった司法試験では過去最低を更新した。

24年は受験者数が減少したことに加え、難関をパスした予備試験組の新規参加などから、合格率は23年より1.5ポイント上昇の25.1%となり、19年以降5年連続の下降から初めて脱した。

25年も受験者数減少の下、予備試験組の高い合格率(前年より3.6ポイント上昇の71.9%)と法科大学院修了者の合格率アップ(前年より1.2ポイント上昇の25.8%)で、全体の合格率は前年より1.7ポイント上昇の26.8%で、2年連続の上昇となった。

なお、25年の既修者コースの合格率は前年より2.1ポイント上昇の38.4%、未修者コースの合格率は0.6ポイント下降の16.6%で、未修者コースの合格率は既修者コースの半分以下である。

(図1)



注. 18年の受験者は、「法学既修者コース」(2年制)修了者のみ。24・25年の数値は「予備試験組」含む。(法務省資料より)

◆ 各法科大学院の合格実績

各法科大学院における18年～25年までの司法試験合格実績をみてみよう。

当期間における全法科大学院の累積合格者数は、1万5,078人である。各法科大学院の合格者数では、東京大1,516人(平均合格率54.3%)／中央大1,386人(同44.9%)／慶應義塾大1,319人(同54.0%)／京都大1,055人(同53.1%)／早稲田大988人(同36.0%)／明治大625人(同26.8%)／一橋大561人(同59.3%)の7校が累積合格者数500人以上である。

一方、国立1校、私立3校が累積合格者数10人台で、私立1校は3人(同1.9%)に留まる。

この間の各法科大学院の平均合格率は、一橋大59.3%／東京大54.3%／慶應義塾大54.0%／京都大53.1%の4校が50%以上で、全法科大学院の平均合格率28.4%の“半分”に達していないのは29校に上る。そのうち17校が合格率1桁台で、最低は1.9%である。

合格者数、合格率とも法科大学院間の格差が目立つ。(表1・表2・表3参照)

<表1>

●法科大学院別 司法試験の受験状況 (18年～25年)

大学名	司法試験受験者数									合計 (18年～25年)	大学名	司法試験受験者数									合計 (18年～25年)
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	合計			18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	合計	
1 北海道大	38	98	108	156	144	160	159	150	1,013	39 専修大	51	76	88	83	97	118	105	99	717		
2 東北大	42	96	127	154	159	170	173	173	1,094	40 創価大	14	39	60	76	92	86	92	88	547		
3 筑波大	／	／	26	34	43	55	63	62	283	41 大東文化大	19	36	37	43	47	69	65	61	377		
4 千葉大	27	62	69	64	69	74	66	65	496	42 中央大	239	292	352	373	439	461	489	442	3,087		
5 東京大	170	304	366	389	411	416	379	357	2,792	43 東海大	3	16	34	50	55	71	51	53	333		
6 一橋大	53	96	127	132	138	142	135	123	946	44 東洋大	24	44	55	70	77	88	65	52	475		
7 横浜国立大	10	38	65	79	89	96	83	86	546	45 日本大	54	111	148	153	163	184	185	149	1,147		
8 新潟大	10	36	50	81	82	77	63	53	452	46 法政大	62	128	135	138	165	183	162	143	1,116		
9 金沢大	2	24	47	49	54	64	48	39	327	47 明治大	95	200	264	310	335	375	401	354	2,334		
10 信州大	／	／	19	26	41	52	54	50	242	48 明治学院大	18	54	74	77	87	112	106	96	624		
11 静岡大	／	／	17	36	37	47	47	29	213	49 立教大	18	59	92	112	116	123	112	121	753		
12 名古屋大	28	65	98	120	139	136	135	120	841	50 早稲田大	19	223	345	380	397	432	472	479	2,747		
13 京都大	129	211	241	288	277	315	280	246	1,987	51 神奈川大	13	25	41	60	53	61	63	43	359		
14 大阪大	21	73	127	155	180	171	177	140	1,044	52 関東学院大	15	23	42	56	55	46	39	32	308		
15 神戸大	62	91	128	149	144	148	131	125	978	53 桐蔭横浜大	／	35	63	62	83	87	99	103	532		
16 島根大	1	18	26	23	29	46	34	24	201	54 山梨学院大	11	31	40	46	51	45	49	46	319		
17 岡山大	12	23	35	52	53	73	78	70	396	55 愛知大	18	27	35	41	44	36	37	28	266		
18 広島大	12	32	52	84	77	80	91	101	529	56 愛知学院大	／	／	16	26	34	41	43	39	199		
19 香川大	／	9	21	42	52	44	39	27	234	57 中京大	／	18	36	38	42	39	41	26	240		
20 九州大	13	74	105	174	175	200	202	162	1,105	58 南山大	10	26	49	59	73	80	70	66	433		
21 熊本大	4	20	33	32	34	39	49	49	260	59 名城大	5	20	31	37	50	72	72	58	345		
22 鹿児島大	／	25	23	35	31	48	37	35	234	60 京都産業大	1	36	45	51	74	93	63	51	414		
23 琉球大	／	16	24	40	38	42	42	32	234	61 同志社大	88	161	210	235	262	277	229	190	1,652		
24 首都大学東京	39	69	79	87	101	120	101	96	692	62 立命館大	103	169	205	243	249	262	236	242	1,709		
25 大阪市立大	26	72	82	96	119	120	102	106	723	63 龍谷大	／	／	24	48	70	77	89	80	388		
26 北海学園大	／	／	13	24	31	37	33	28	166	64 大阪学院大	／	14	28	36	55	76	54	37	300		
27 東北学院大	／	32	37	33	39	36	43	32	252	65 関西大	50	130	187	207	220	210	184	135	1,323		
28 白鷲大	6	19	21	24	35	40	40	30	215	66 近畿大	6	17	25	50	57	58	37	41	291		
29 大宮法科大	／	43	81	81	118	141	124	96	684	67 関西学院大	64	130	168	191	182	178	186	163	1,262		
30 獨協大	／	30	40	66	81	96	89	63	465	68 甲南大	18	44	71	93	110	112	89	75	612		
31 駿河台大	21	46	84	80	92	108	105	85	621	69 神戸学院大	3	11	18	28	39	38	32	34	203		
32 青山学院	14	40	61	89	83	85	68	57	497	70 姫路獨協大	8	19	24	26	30	24	19	8	158		
33 学習院大	49	67	87	86	94	80	85	63	611	71 広島修道大	／	21	35	47	60	49	44	36	292		
34 慶應義塾大	164	271	292	317	355	342	347	354	2,442	72 久留米大	4	29	42	50	51	52	35	42	305		
35 國學院大	2	28	40	55	68	72	59	59	383	73 西南学院大	4	28	46	67	72	78	62	52	409		
36 駒澤大	18	37	47	48	68	79	51	38	386	74 福岡大	5	14	33	38	36	37	31	32	226		
37 上智大	51	94	120	144	168	193	183	174	1,127	合計	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,302	7,486	53,067		
38 成蹊大	25	42	45	68	93	91	99	91	554												

注. <表1・表2> ①表中の／は受験者ゼロ(修了者なし含む)。 ②各年の合格率は当該年「合格者数÷受験者数」。 ③平均合格率(累積)は「18年～25年合格者数÷18年～25年受験者数」。 ④合格率は小数第3位を四捨五入。 ⑤合計(平均)には、24年司法試験から参加の「予備試験組」(24年=受験者85人、合格者58人、合格率68.24%/25年=受験者167人、合格者120人、合格率71.86%)は含まない。
⑥18年の受験者数は、「法学既修者コース」(2年制)修了者のみ。(法務省資料より作成)

●法科大学院別 司法試験の合格状況 (18年～25年)

<表2>

大学名	司法試験合格者数・合格率																合格者数合計	
	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		(18年～25年)	平均合格率(累積)
	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)	合格者数	合格率(%)				
1 北海道大	26	68.42%	48	48.98%	33	30.56%	63	40.38%	62	43.06%	48	30.00%	54	33.96%	50	33.33%	384	37.91%
2 東北大	20	47.62%	47	48.96%	59	46.46%	30	19.48%	58	36.48%	54	31.76%	38	21.97%	39	22.54%	345	31.54%
3 筑波大					5	19.23%	3	8.82%	11	25.58%	4	7.27%	9	14.29%	10	16.13%	42	14.84%
4 千葉大	15	55.56%	40	64.52%	34	49.28%	24	37.50%	30	43.48%	29	39.19%	21	31.82%	24	36.92%	217	43.75%
5 東京大	120	70.59%	178	58.55%	200	54.64%	216	55.53%	201	48.91%	210	50.48%	194	51.19%	197	55.18%	1,516	54.30%
6 一橋大	44	83.02%	61	63.54%	78	61.42%	83	62.88%	69	50.00%	82	57.75%	77	57.04%	67	54.47%	561	59.30%
7 横浜国立大	5	50.00%	13	34.21%	24	36.92%	20	25.32%	17	19.10%	13	13.54%	12	14.46%	13	15.12%	117	21.43%
8 新潟大	5	50.00%	8	22.22%	9	18.00%	14	17.28%	9	10.98%	8	10.39%	12	19.05%	10	18.87%	75	16.59%
9 金沢大	1	50.00%	8	33.33%	4	8.51%	11	22.45%	17	31.48%	15	23.44%	7	14.58%	7	17.95%	70	21.41%
10 信州大					0	0.00%	4	15.38%	5	12.20%	4	7.69%	4	7.41%	5	10.00%	22	9.09%
11 静岡大					2	11.76%	4	11.11%	6	16.22%	7	14.89%	7	14.89%	1	3.45%	27	12.68%
12 名古屋大	17	60.71%	41	63.08%	32	32.65%	40	33.33%	49	35.25%	43	31.62%	44	32.59%	40	33.33%	306	36.39%
13 京都大	87	67.44%	135	63.98%	100	41.49%	145	50.35%	135	48.74%	172	54.60%	152	54.29%	129	52.44%	1,055	53.10%
14 大阪大	10	47.62%	32	43.84%	49	38.58%	52	33.55%	70	38.89%	49	28.65%	74	41.81%	51	36.43%	387	37.07%
15 神戸大	40	64.52%	46	50.55%	70	54.69%	73	48.99%	49	34.03%	69	46.62%	60	45.80%	46	36.80%	453	46.32%
16 島根大	1	100.00%	3	16.67%	4	15.38%	1	4.35%	3	10.34%	4	8.70%	2	5.88%	4	16.67%	22	10.95%
17 岡山大	4	33.33%	10	43.48%	11	31.43%	13	25.00%	8	15.09%	23	31.51%	12	15.38%	17	24.29%	98	24.75%
18 広島大	3	25.00%	11	34.38%	19	36.54%	21	25.00%	16	20.78%	10	12.50%	19	20.88%	19	18.81%	118	22.31%
19 香川大			3	33.33%	3	14.29%	3	7.14%	10	19.23%	2	4.55%	2	5.13%	5	18.52%	28	11.97%
20 九州大	7	53.85%	29	39.19%	38	36.19%	46	26.44%	46	26.29%	42	21.00%	53	26.24%	39	24.07%	300	27.15%
21 熊本大	1	25.00%	2	10.00%	7	21.21%	5	15.63%	7	20.59%	4	10.26%	6	12.24%	7	14.29%	39	15.00%
22 鹿児島大			2	8.00%	1	4.35%	2	5.71%	0	0.00%	3	6.25%	4	10.81%	1	2.86%	13	5.56%
23 琉球大			7	43.75%	3	12.50%	4	10.00%	5	13.16%	7	16.67%	7	16.67%	6	18.75%	39	16.67%
24 首都大学東京	17	43.59%	28	40.58%	39	49.37%	34	39.08%	30	29.70%	38	31.67%	40	39.60%	39	40.63%	265	38.29%
25 大阪市立大	18	69.23%	31	43.06%	33	40.24%	24	25.00%	31	26.05%	30	25.00%	18	17.65%	35	33.02%	220	30.43%
26 北海学園大					2	15.38%	7	29.17%	3	9.68%	10	27.03%	4	12.12%	3	10.71%	29	17.47%
27 東北学院大			3	9.38%	7	18.92%	4	12.12%	2	5.13%	2	5.56%	4	9.30%	2	6.25%	24	9.52%
28 白鷗大	3	50.00%	4	21.05%	2	9.52%	4	16.67%	2	5.71%	1	2.50%	7	17.50%	3	10.00%	26	12.09%
29 大宮法科大			6	13.95%	16	19.75%	12	14.81%	12	10.17%	9	6.38%	6	4.84%	3	3.13%	64	9.36%
30 獨協大			6	20.00%	8	20.00%	5	7.58%	3	3.70%	11	11.46%	5	5.62%	4	6.35%	42	9.03%
31 駿河台大	2	9.52%	9	19.57%	11	13.10%	4	5.00%	7	7.61%	5	4.63%	8	7.62%	4	4.71%	50	8.05%
32 青山学院	5	35.71%	7	17.50%	15	24.59%	8	8.99%	3	3.61%	8	9.41%	8	11.76%	10	17.54%	64	12.88%
33 学習院大	15	30.61%	19	28.36%	20	22.99%	21	24.42%	19	20.21%	18	22.50%	16	18.82%	7	11.11%	135	22.09%
34 慶應義塾大	104	63.41%	173	63.84%	165	56.51%	147	46.37%	179	50.42%	164	47.95%	186	53.60%	201	56.78%	1,319	54.01%
35 國學院大	1	50.00%	6	21.43%	4	10.00%	6	10.91%	5	7.35%	5	6.94%	3	5.08%	3	5.08%	33	8.62%
36 駒澤大	1	5.56%	8	21.62%	11	23.40%	5	10.42%	9	13.24%	2	2.53%	5	9.80%	3	7.89%	44	11.40%
37 上智大	17	33.33%	40	42.55%	50	41.67%	40	27.78%	33	19.64%	39	20.21%	38	20.77%	46	26.44%	303	26.89%
38 成蹊大	11	44.00%	16	38.10%	17	37.78%	14	20.59%	11	11.83%	11	12.09%	16	16.16%	12	13.19%	108	19.49%
39 専修大	9	17.65%	19	25.00%	20	22.73%	17	20.48%	19	19.59%	17	14.41%	12	11.43%	9	9.09%	122	17.02%
40 創価大	8	57.14%	20	51.28%	13	21.67%	12	15.79%	18	19.57%	12	13.95%	12	13.04%	22	25.00%	117	21.39%
41 大東文化大	4	21.05%	4	11.11%	6	16.22%	3	6.98%	2	4.26%	2	2.90%	5	7.69%	1	1.64%	27	7.16%
42 中央大	131	54.81%	153	52.40%	196	55.68%	162	43.43%	189	43.05%	176	38.18%	202	41.31%	177	40.05%	1,386	44.90%
43 東海大	0	0.00%	2	12.50%	4	11.76%	3	6.00%	2	3.64%	7	9.86%	5	9.80%	0	0.00%	23	6.91%
44 東洋大	4	16.67%	12	27.27%	4	7.27%	5	7.14%	7	9.09%	11	12.50%	7	10.77%	8	15.38%	58	12.21%
45 日本大	7	12.96%	14	12.61%	26	17.57%	20	13.07%	21	12.88%	12	6.52%	22	11.89%	9	6.04%	131	11.42%
46 法政大	23	37.10%	24	18.75%	32	23.70%	25	18.12%	24	14.55%	31	16.94%	17	10.49%	30	20.98%	206	18.46%
47 明治大	43	45.26%	80	40.00%	84	31.82%	96	30.97%	85	25.37%	90	24.00%	82	20.45%	65	18.36%	625	26.78%
48 明治学院大	8	44.44%	11	20.37%	16	21.62%	9	11.69%	9	10.34%	5	4.46%	5	4.72%	9	9.38%	72	11.54%
49 立教大	7	38.89%	17	28.81%	21	22.83%	25	22.32%	24	20.69%	17	13.82%	19	16.96%	18	14.88%	148	19.65%
50 早稲田大	12	63.16%	115	51.57%	130	37.68%	124	32.63%	130	32.75%	138	31.94%	155	32.84%	184	38.41%	988	35.97%
51 神奈川大	4	30.77%	8	32.00%	5	12.20%	4	6.67%	8	15.09%	4	6.56%	7	11.11%	6	13.95%	46	12.81%
52 関東学院大	1	6.67%	9	39.13%	4	9.52%	7	12.50%	3	5.45%	5	10.87%	6	15.38%	2	6.25%	37	12.01%
53 桐蔭横浜大			9	25.71%	8	12.70%	8	12.90%	6	7.23%	6	6.90%	6	6.06%	7	6.80%	50	9.40%
54 山梨学院大	6	54.55%	10	32.26%	7	17.50%	12	26.09%	14	27.45%	7	15.56%	8	16.33%	10	21.74%	74	23.20%
55 愛知大	13	72.22%	7	29.93%	16	45.71%	20	48.78%	14	31.82%	8	22.22%	14	37.84%	12	42.86%	104	39.10%
56 愛知学院大					0	0.00%	4	15.38%	3	8.82%	1	2.44%	2	4.65%	3	7.69%	13	6.53%
57 中京大			4	22.22%	8	22.22%	6	15.79%	6	14.29%	8	20.51%	8	19.51%	3	11.54%	43	17.92%
58 南山大	5	50.00%	10	38.46%	15	30.61%	18	30.51%	10	13.70%	21	26.25%	12	17.14%	14	21.21%	105	24.25%
59 名城大	2	40.00%	6	30.00%	5	16.13%	7	18.92%	10	20.00%	7	9.72%	8	11.11%	10	17.24%	55	15.94%
60 京都産業大	0	0.00%	7	19.44%	4	8.89%	1	1.96%	4	5.41%	3	3.23%	3	4.76%	2	3.92%	24	5.80%
61 同志社大	35	39.77%	57	35.40%	59	28.10%	45	19.15%	55	20.99%	65	23.47%	44	19.21%	42	22.11%	402	24.33%
62 立命館大	27	26.21%	62	36.69%	59	28.78%	60	24.69%	47	18.88%	40	15.27%	43	18.22%	40	16.53%	378	22.12%
63 龍谷大					2	8.33%	5	10.42%	8	11.43%	5	6.49%	4	4.49%	3	3.75%	27	6.96%
64 大阪学院大			2	14.29%	1	3.57%	2	5.56%	3	5.45%	2	2.63%	3	5.56%	2	5.41%	15	5.00%
65 関西大	18	36.00%	32	24.62%	38	20.32%	35	16.91%	32	14.55%	35	16.67%	22	11.96%	19	14.07%	231	17.46%
66 近畿大	3	50.00%	2	11.76%	4	16.00%	9	18.00%	8	14.04%	8	13.79%	9	24.32%	2	4.88%	45	15.46%
67 関西学院大	28	43.75%	39	30.00%	51	30.36%	37	19.37%	37	20.33%	26	14.61%	27	14.52%	34	20.86%	279	22.11%
68 甲南大	5	27.78%	11	25.00%	12	16.90%	17	18.28%	11	10.00%	18	16.07%	12	13.48%	10	13.33%	96	15.69%
69 神戸学院大	0	0.00%	4	36.36%	6	33.33%	3	10.71%	4	10.26%	1	2.63%	1	3.13%	0	0.00%	19	9.36%
70 姫路獨協大	0	0.00%	1	5.26%	0	0.00%	2	7.69%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	3	1.90%
71 広島修道大			6	28.57%	7	20.00%	6	12.77%	7	11.67%	7	14.29%	8	18.18%	4	11.11%	45	15.41%
72 久留米大	1	25.00%	1	3.45%	5	11.90%	5	10.00%	6	11.76%	4	7.69%	3	8.57%	2	4.76%	27	8.85%
73 西南学院大	2	50.00%	7	25.00%	2	4.35%	10	14.93%	8	11.11%	6	7.69%	12	19.35%	5	9.62%	52	12.71%
74 福岡大	3	60.00%	6	42.86%	10	30.30%	7	18.42%	8	22.22%	3	8.11%	5	16.13%	3	9.38%	45	

●25年司法試験 合格者数10人以上の法科大学院の合格率（合格者数順）

<表3>

順位	大学名	合格者数		順位	大学名	合格者数		順位	大学名	合格者数		順位	大学名	合格者数	
		合格者数	合格率(%)			合格者数	合格率(%)			合格者数	合格率(%)			合格者数	合格率(%)
1	慶應義塾大	201	56.78%	10	神戸大	46	36.80%	19	関西学院大	34	20.86%	28	横浜国立大	13	15.12%
2	東京大	197	55.18%	10	上智大	46	26.44%	20	法政大	30	20.98%	29	成蹊大	12	13.19%
3	早稲田大	184	38.41%	12	同志社大	42	22.11%	21	千葉大	24	36.92%	29	愛知大	12	42.86%
4	中央大	177	40.05%	13	名古屋大	40	33.33%	22	創価大	22	25.00%	31	筑波大	10	16.13%
5	京都大	129	52.44%	13	立命館大	40	16.53%	23	広島大	19	18.81%	31	新潟大	10	18.87%
6	一橋大	67	54.47%	15	東北大	39	22.54%	23	関西大	19	14.07%	31	青山学院	10	17.54%
7	明治大	65	18.36%	15	九州大	39	24.07%	25	立教大	18	14.88%	31	山梨学院大	10	21.74%
8	大阪大	51	36.43%	15	首都大学東京	39	40.63%	26	岡山大	17	24.29%	31	名城大	10	17.24%
9	北海道大	50	33.33%	18	大阪市立大	35	33.02%	27	南山大	14	21.21%	31	甲南大	10	13.33%

注. ①合格率は「合格者数÷受験者数」で、小数第3位を四捨五入。 ②「予備試験組」(合格者数=120人、合格率71.86%)は含まない。
(法務省資料より作成)

○ 受験資格の“喪失”

司法試験の「受験資格」は、法科大学院修了者及び予備試験合格者とされているが、受験に際しては“期間”及び“回数”に関する制限がある。

法科大学院修了者及び予備試験合格者は、それぞれ「課程修了日後あるいは合格発表日後の最初の4月1日から5年間の期間において、3回の範囲内」で受験することができる。

ただし、当該受験資格に基づく“5年間の受験期間”を経過し、かつ、最後に司法試験を受験した日後の“2年”を経過しなければ、当該受験資格とは別の受験資格で司法試験を受験することはできない。

司法試験にこうした“受験制限”(所謂“三振制度”)を設けたことは、不合格者への早期の転進(法曹以外の法学関連分野等)を促し、受験生の停滞(司法試験浪人の累積)を回避することや、法科大学院等での教育・学習効果が時間の経過とともに薄らいでいくことなどを勘案したためとみられる。

● 受験回数制限の緩和

司法試験の受験回数制限については、「5年以内5回まで」とする緩和措置の検討が25年7月に決まり(法曹養成制度関係閣僚会議)、1年以内に結論を得るとされている(後述)。

○ 法科大学院修了者の5割以上が司法試験の“受験資格喪失”

上記のような受験制限内に司法試験の合格を果たせず、“受験資格喪失”となった法科大学院修了者は、これまでの司法試験において、17年度修了者(既修者コースのみ)の約3割を除き、修了者の5割以上に及ぶ。受験資格喪失者の多くは所謂“三振者”(5年期間内に3回受験して全て不合格)であるが、受験機会の放棄者、物故者等も含まれる。また、未修者コースの喪失率は既修者コースの喪失率より大幅に高く、法学未修者(法学部出身の“隠れ既修者”も含む)が標準修業年限3年の教育カリキュラムで司法試験に合格することの難しさを示している。

○ “受験制限”を経過した各年度修了者の司法試験合格状況

法科大学院修了者による司法試験は、これまで8回(18年～25年)実施されており、17年度～20年度の各修了者が「5年期間内に3回受験」の受験制限を経過している。

受験制限を経過した当該年度修了者の司法試験合格状況の概要は、次のとおりである。

① 17年度修了者(18年～22年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(16年度「既修者コース」のみ)=2,350人 → 17年度修了者数(「既修者コース」のみ)=2,176人 → 合格者数(18年～22年)=1,518人 → 合格率=69.8%
- ・受験資格喪失者数=658人 → 受験資格喪失率=30.2%

② 18年度修了者(19年～23年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(16年度「未修者コース」+17年度「既修者コース」)=5,480人 → 18年度修了者数=4,418人 → 合格者数(19年～23年)=2,188人 → 合格率=49.5%
- ・受験資格喪失者数=2,230人 → 受験資格喪失率=50.5%

③ 19年度修了者(20年～24年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(17年度「未修者コース」+18年度「既修者コース」)=5,660人 → 19年度修了者数=4,911人 → 合格者数(20年～24年)=2,273人 → 合格率=46.3%
- ・受験資格喪失者数=2,638人 → 受験資格喪失率=53.7%

④ 20年度修了者(21年～25年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(18年度「未修者コース」+19年度「既修者コース」)=5,774人 → 20年度修了者数=4,994人 → 合格者数(21年～25年)=2,355人 → 合格率=47.2%
- ・受験資格喪失者数=2,639人 → 受験資格喪失率=52.8%

注. 実入学者数=各年度の修了者に対応する既修者(2年コース)及び未修者(3年コース)の実入学者数の合計/修了者数=各年度の標準修業年限修了者数(既修者と未修者)及び原級留置・休学等の合計/合格者数=各年度修了者の司法試験受験可能期間における司法試験合格者数の合計/合格率=合格者数÷修了者数/受験資格喪失者数=修了者数-合格者数/受験資格喪失率=受験資格喪失者数÷修了者数/各年度とも、受験資格喪失者には所謂“三振者”のほか、非受験者等含む。

<予備試験の実施>

○ 法科大学院を經由しない、“超難関の例外的ルート”

18年～23年まで新司法試験と併行実施されていた旧司法試験の廃止を受け、司法試験受験の資格が得られる「司法試験予備試験」(予備試験)が23年から実施されている。

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な法律に関する実務を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格を取得する途を開くために設けられた、いわば法科大学院の“例外的ルート”に当たる。

予備試験は、法科大学院課程修了と同等の学識や応用能力、法律に関する実務の基礎的な素養などを判定する試験である。予備試験合格者は、法科大学院修了者と同等の資格で司法試験を受験することができ、受験制限も前述のように同様に適用される。また、予備試験の合格率は低く、旧司法試験の合格率(17年までの単独実施時の合格率は2～3%台)並みの“超難関”試験といえる。(図2・図3参照)

◆ 予備試験の実施状況

23年から実施されている予備試験の実施状況は、次のとおりである。(図2参照)

● 23年実施

出願者数=8,971人 → 受験者数=6,477人(最初の短答式試験) → 合格者数=116人

(最終の口述試験) → 合格率=1.8%

● 24 年実施

出願者数=9,118 人 → 受験者数=7,183 人(最初の短答式試験) → 合格者数=219 人
(最終の口述試験) → 合格率=3.0%

● 25 年実施

出願者数=1 万 1,255 人 → 受験者数=9,224 人(最初の短答式試験)

* 最終合格発表は 25 年 11 月 7 日予定

○ 「司法試験」合格率：予備試験組=71.9% V S. 法科大学院修了者=25.8%

上記のような超難関の予備試験をパスした「予備試験」合格者(23・24 年合格者)のうち、25 年「司法試験」の出願者は 184 人、受験者は 167 人(23 年予備試験合格者数 38 人、同 24 年合格者数 129 人)、合格者は 120 人で、「予備試験」合格者=“予備試験組”の 25 年「司法試験」合格率は前年を 3.6 ポイント上回る 71.9%だった。

一方、法科大学院修了者(20 年度～24 年度修了者)の 25 年「司法試験」合格率は 25.8%で、予備試験組の 3 分の 1 程度に留まる。

因みに、予備試験組の合格率 71.9%は、法科大学院中トップの合格率である慶應義塾大(合格率 56.8%)を 15 ポイントほど上回っている。

○ 「司法試験」合格率 72%の予備試験組の 33%が大学生、28%が法科大学院生

予備試験組の合格者 120 人の「職種」をみると、大学生が 40 人(予備試験組の合格者の 33.3%)で最も多く、次いで法科大学院生 34 人(同 28.3%)、無職 16 人(同 13.3%)などである。「最終学歴」では大学が 68 人(同 56.7%)で 5 割以上を占め、そのうち、6 割が在学中である。(図 3 参照)

合格者の「年齢別」では、20～24 歳が 53.3%、30～39 歳が 31.7%を占めている。

また、「男女別」では男性 108 人(同 90.0%)、女性 12 人(同 10.0%)である。

○ 懸念される法科大学院の“空洞化” ～「予備試験」制度の見直し検討 ～

上記のような予備試験組の司法試験合格者の実態を踏まえ、予備試験が前述のような本来の趣旨に沿った試験制度となっているかどうか検証・分析し、制度の見直しを求める意見もある。

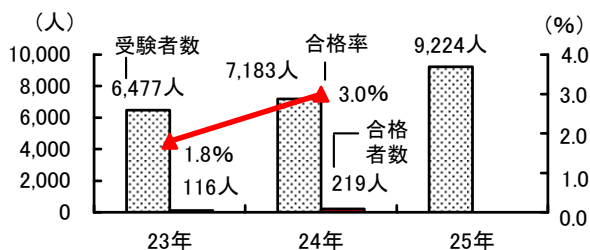
また、予備試験の合格レベルが法科大学院課程修了レベルと同等であるとするならば、法科大学院修了者と予備試験組の司法試験の合格率は、同程度になるはずである。法科大学院の成績評価・修了認定の基準が低く、厳格さに欠けるのか、あるいは予備試験の合格要件が高すぎるのかといった両者の質保証に関する課題もある。

今後、学費と時間を節約できる“バイパスルート”として予備試験組が一層拡大・定着すれば、法科大学院の“空洞化”も懸念される。

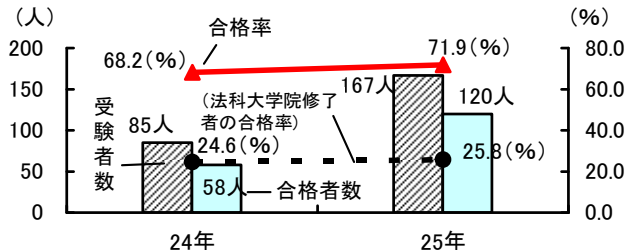
● 予備試験の在り方検討、2 年以内に結論

上述のような予備試験組と法科大学院修了者の司法試験の実態を踏まえ、政府の法曹養成制度関係閣僚会議は 25 年 7 月、「予備試験」の在り方及び法科大学院の「共通到達度確認試験(仮称)」導入の検討を決め、2 年以内に結論を得るとしている(後述)。

● 予備試験の実施状況

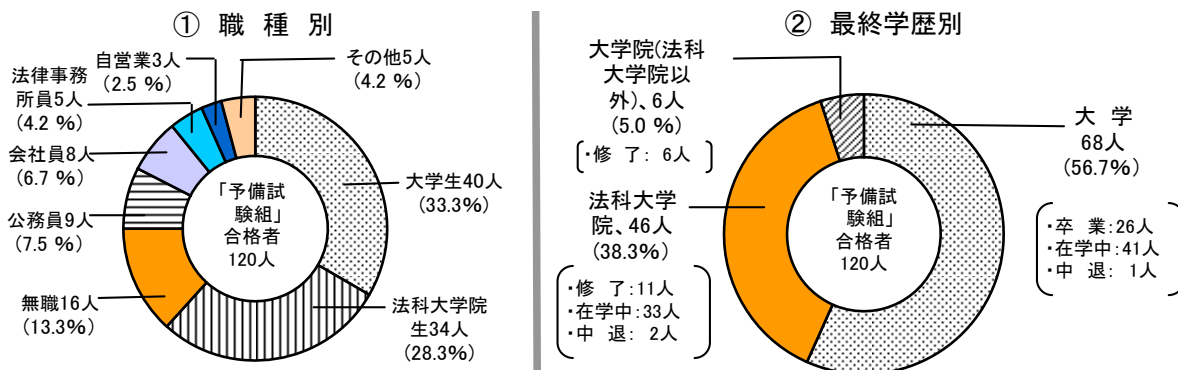


● 「予備試験組」の司法試験結果状況 (図2)



注. ①予備試験の受験者数は「短答式試験」受験者数、合格者数は「口述試験」合格者数。②予備試験の合格率は、「短答式試験受験者数」に対する「口述試験合格者数」の割合。③「予備試験組」は24年から司法試験に参入。④25年予備試験の合格状況は25年10月末現在、未定。(法務省資料より作成)

● 25年司法試験:「予備試験組」合格者の職種 & 最終学歴 (図3)



(注. 法務省資料より作成)

< 法科大学院の改善方策 >

○ 法科大学院修了者数: 8年間で3.3万人 / 司法試験合格者数1.5万人、合格率28.4%

法科大学院は16年度の創設以降、25年度で10年目を迎え、17年度～24年度の“累積修了者数”は3万3,220人にのぼる。その間の司法試験(18年～25年受験可能)の“累積受験者数”は5万3,067人、“累積合格者数”は1万5,078人で、平均合格率は28.4%になる。

(表1・表2参照)

この間の法科大学院修了者の司法試験受験と試験結果を概観すると、前述したように、23年まで受験者数の累増と合格者数の頭打ちで、合格率の低下傾向がみられた。24年からは、受験者数の減少と合格率の上昇がみられる。

なお、17年度～20年度修了者は前述したように司法試験の“受験制限”を既に経過しているが、21年度～24年度修了者は受験機会を残しており、今後、当該修了者による司法試験合格者数の増加、平均合格率の更なる上昇もあり得る。

○ 法科特別委の改善提言

法科大学院修了者については、従来の旧司法試験にみられた“点”のみによる選抜ではなく、「法学教育－司法試験－司法修習」といった“プロセス”としての法曹養成制度の理念が実現しつつあるとの評価もある。

しかし、その一方では一部の法科大学院を除き、入学者選抜の低調、司法試験結果の低迷、教育課程実施状況の問題点等が顕在化している。

中教審の法科大学院特別委員会(以下、法科特別委)では法科大学院の実態を踏まえ、これまでに次のような法科大学院の改善方策を提言している。

◆ 『21年改善方策』

法科特別委は21年4月、『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について』(以下、『21年改善方策』)で、入学者の質と多様性の確保等について次のような提言を示した。

- ① 入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保。
- ② 適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定。
- ③ 法学既修者認定の統一的運用による厳格化。
- ④ 夜間コースや長期履修コースの拡充等による社会人のアクセスしやすい環境整備。

各法科大学院ではこうした提言等に基づき、これまでに入学定員の見直し(募集人員削減)や教育課程改善等に向けた取組を進め、例えば次のような成果をあげている。

- **入学定員の適正化** : 「入学定員数」…16年度(創設時)=5,590人 → 17年度～19年度(この間ピーク時)=5,825人 → 20・21年度=5,700人台 → 22・23年度=4,000人台後半 → 24年度=4,484人 → 25年度=4,261人(ピーク時の26.8%減)
- **選抜機能の確保 ～競争倍率“2倍未満”の法科大学院の減少～** : 「競争倍率2倍未満の法科大学院数」…21年度=42校(全校数の56.8%) → 22年度=40校(同54.1%) → 23年度=19校(同26.0%) → 24年度=13校(同17.8%) → 25年度=7校(同10.1%)。21年度より46.7ポイント減)
- **入学者の質の確保 ～入学者数の縮減～** : 「実入学者数」…16年度～20年度=5,000人台(ピークは18年度5,784人) → 21・22年度=4,000人台 → 23年度=3,620人 → 24年度=3,150人 → 25年度=2,698人(ピーク時の53.4%減)

法科特別委では、上記のような改善取組等を評価する一方、全体としてみると、司法試験の合格率は若干の上昇傾向にあるものの、合格者数の低迷、弁護士など法曹有資格者の就職難などから、法科大学院への志願者減の傾向が続き、一部の法科大学院では十分な成果があげられず、法科大学院の入学者選抜状況や司法試験の合格状況などで、法科大学院間の格差が拡大しつつあると分析している。

また、法科大学院は多様なバックグラウンドを持つ入学者の法曹養成を理念の一つとして創設されているが、現状では社会人や非法学部出身者の入学者は減少傾向にあり、司法試験合格率でも法学既修者と法学未修者との差が大きく、拡大の方向にあると指摘している。

◆ 『24年改善方策』

法科特別委は『21年改善方策』提言以降の法科大学院の実態と課題を踏まえ、法科大学院制度全体を早期に安定させるため、更なる改善策が必要であると指摘した。そして24年7月、『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』(以下、『24年改善方策』)を改めてまとめた。

『24年改善方策』では、次のような4つの観点から提言した。

① 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院修了者が高度の法的素養を備えた人材として、広く社会で活躍できるよう支援するため、その進路状況のより正確な把握、就職支援の充実方策の検討・実施、等

② 課題を抱える法科大学院を中心に入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 入学者選抜の競争倍率と司法試験合格率に加えて、入学定員の充足状況を新たな指標とすることを含み、公的支援の更なる見直し、等

③ 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討、等

④ 法科大学院教育の質の改善等の促進

- 適性試験の検証など、入学者選抜の改善実施、等

法科特別委は上掲の提言に際し、各法科大学院に対しては教育の質の更なる向上に向けた改善方策に速やかに取り組むことを、文科省に対しては当提言を踏まえた実効性のある施策を迅速かつ計画的に立案し実行に移すことを、それぞれ強く求めた。

○ 文科省の「法科大学院教育改善プラン」

文科省は中教審法科特別委の『24年改善方策』提言を踏まえ、「法科大学院教育改善プラン」(24年7月。以下、「改善プラン」)を策定した。

「改善プラン」では、法曹資格者への支援体制の整備、司法試験合格率(23年合格率の実績23.5%)の大幅な上昇を目指す成果目標の設定、課題を抱える法科大学院に対する公的支援の更なる見直しや組織改革の加速、法学未修者教育の充実、入学者選抜の改善などについての具体的な改善方策を明確にし、その実現に向けて迅速かつ着実に取り組むとした。

<公的支援の見直し>

○ 法科大学院の組織見直し促進のため、不振・低迷校の交付金・補助金の減額措置

中教審の法科特別委は22年3月、前述した『21年改善方策』にもかかわらず、深刻な課題を抱えながら改善が進んでいない法科大学院について、文科省に対し財政的支援の見直しや人的支援の中止などの措置を早急に検討すべきであるとする『法科大学院における組織見直しの促進方策について』を提言した。

この提言は、法科大学院の再編等(統廃合含む)も視野に、各校の自主的・自律的な組織の見直しを促進する狙いがある。

◆ 第1の見直し(22年9月)

文科省は法科特別委の提言を受けて22年9月、次のような「公的支援の見直し」を決定した。

具体的には、[指標1] = 「前年度の入学者選抜の競争倍率が2倍未満」 / [指標2] = 「①司法試験合格率が全国平均の半分未満、②司法試験直前の直近修了者のうち司法試験受験者数が半数未満で、その合格率も全国平均の半数未満。①、②のいずれかが3年以上継続」といった“2つの観点”(競争倍率と司法試験合格率)を指標として、両方の指標に当てはまる法科大学院の補助金(私立大)と交付金(国立大)の減額措置を講じるとしている。

● 補助金等の減額対象校：24年度6校、25年度4校

上記の2つの指標に該当する法科大学院は、24年度から補助金等が減額された。

- ・ 24年度対象校：大宮法科大学院大／大東文化大／東海大／明治学院大／関東学院大／桐蔭横浜大の私立6校。私立大学等経常費補助金が減額された。
- ・ 25年度対象校：国立の島根大(運営費交付金の減額)のほか、愛知学院大／大東文化大／東海大の私立3校の合計4校。

○ 更なる公的支援見直しの背景

各法科大学院は、中教審の『21年改善方策』提言や文科省の「公的支援の見直し」施策(第1の見直し：22年9月)などを踏まえて、前述したような入学定員の適正化、選抜機能の確保、入学者の質の確保などの改善を図り、一定の評価も得ている。

他方、深刻な課題を抱える法科大学院では、入学定員に占める実入学者の割合、すなわち「入学定員充足率」(実入学者数÷入学定員)の低さと、その拡大が課題となっている。

21年度～25年度までの「入学定員充足率」等は、次のような傾向を示している。

- 全体の「入学定員充足率」の低下傾向：21年度=84.0% → 22年度=84.0% → 23年度=79.2% → 24年度=70.2% → 25年度=63.3%
- 入学定員充足率“50%未満”の校数の拡大傾向：21年度=13校(全校数の17.6%) → 22年度=13校(同17.6%) → 23年度=21校(同28.8%) → 24年度=35校(同47.9%) → 25年度=40校(同58.0%)
- 実入学者数“1桁”の校数の拡大傾向：21年度=1校(全校数の1.4%) → 22年度=6校(同8.1%) → 23年度=11校(同15.1%) → 24年度=20校(同27.4%) → 25年度=23校(同33.3%)

上記のような入学者数に係る最近の傾向をみると、「競争倍率」が補助金減額の指標となった23年度入学者選抜からの実入学者数の減少が著しい。これは、小規模校などで、“「競争倍率確保」のために、「合格者数」を削減(受験者が増えないための苦肉の策)した結果、「実入学者減」→「入学定員充足率の低下」(入学定員の減員は限界状態で、定員削減は困難)に陥るケースなどもあるようだ。

法科特別委ではこうした状況を改善するため、前述した【指標1】(入学者選抜の競争倍率)／【指標2】(司法試験合格率)の“2つの観点”の指標に加え、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態を是正する“第3の観点”から、「入学定員充足率」を“新たな指標”(指標3)として追加する措置を講じるよう文科省に求めた(『24年改善方策』及び『法科大学院における組織見直しの更なる促進方策について』：24年7月)。

◆ 第2の見直し(24年9月)

文科省は、中教審法科特別委の『24年改善方策』等の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、公的支援における補助金等の減額措置を改善するため24年9月、「入学定員充足率」を新たに【指標3】として追加する措置を決めた。追加された【指標3】は、「前年度までに入学定員充足率(実入学者数÷入学定員)50%未満の状況が2年以上継続」とされる。

この結果、公的支援の見直しの対象は、① [指標 1] 及び [指標 2] の両方に該当 / ② [指標 1] 及び [指標 3] の両方に該当 / ③ [指標 2] 及び [指標 3] の両方に該当といった 3 つのケースのいずれかに当てはまる法科大学院となった。

また、単独の指標にのみ該当する法科大学院でも、当該指標の値が著しく低い場合は、公的支援の見直しの対象となる。

● 「第2の見直し」の実施

公的支援の「第2の見直し」が実施されるのは 26 年度予算からで、国立大学法人運営費交付金、及び私立大学等経常費補助金で減額措置される。

26 年度の対象校は、次の 18 校である。

〔国立〕 島根大 / 鹿児島大

〔私立〕 白鷗大 / 獨協大 / 國學院大 / 駒澤大 / 大東文化大 / 東海大 / 日本大 / 神奈川大 / 愛知学院大 / 中京大 / 名城大 / 京都産業大 / 龍谷大 / 甲南大 / 久留米大 / 福岡大

<募集停止、統廃合等の動き>

法科大学院の入学定員の適正化や組織の見直し等については、前述したような中教審の改善提言や文科省の公的支援の見直し等を受け、22 年度からこれまでにすべての法科大学院で入学定員の削減等が実施されてきた。26 年度の入学定員は 3,809 人(25 年 6 月時点での予定)で、対前年度 452 人(10.6%)減、ピーク時(17 年度～19 年度 : 5,825 人)より 2,016 人(34.6%)の減員が予定されている。

法科大学院を取り巻く環境がますます厳しさを増している中、次のような法科大学院がこれまでに募集停止や統廃合等を実施あるいは表明している(25 年 10 月現在)。

1. 23 年度から募集停止(1 校)

① 姫路獨協大(22 年 5 月表明 : 25 年 3 月 31 日付けをもって、法科大学院を「**廃止**」)

2. 25 年度から募集停止(4 校)

① 大宮法科大学院大(23 年 8 月表明 : 桐蔭横浜大と「**統合**」。「桐蔭法科大学院」として運営) / ② 明治学院大(24 年 5 月表明) / ③ 駿河台大(24 年 7 月表明) /

④ 神戸学院大(24 年 7 月表明)

3. 26 年度から募集停止(25 年 10 月現在 : 2 校)

① 東北学院大(25 年 3 月表明) / ② 大阪学院大(25 年 6 月表明)

4. 27 年度から募集停止(25 年 10 月現在 : 2 校)

① 島根大(25 年 6 月表明 : 他大学との「**連合化**」 <連合法科大学院>を模索) /

② 東海大(25 年 10 月表明)



<法曹養成制度改革の推進>

○ 関係閣僚会議による改革促進

政府の法曹養成制度関係閣僚会議(以下、閣僚会議)は 25 年 7 月、様々な課題が指摘さ

れている法曹養成制度の改革・改善の促進について、改革項目や担当、改革事項、検討・実施期限などを明記した『法曹養成制度改革の推進について』を決定した。

閣僚会議では、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくことを基本としている。

今回決定された改革項目のうち、法曹人口の在り方や法科大学院、司法試験に関する担当、事項、期限の概要は、次のとおりである。

◆ 法曹人口の在り方

【担当】：閣僚会議

【事項】：● 司法試験の年間合格者数については、3,000人程度を目指すべきとの数値目標は現実性を欠き、当面、数値目標を立てることはしない。
あるべき法曹人口について提言するべく、その都度検討する。そのため、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表する。

【期限】：2年以内（「期限」の年数は、25年7月を起点。以下、同）

◆ 法科大学院

【担当】：文科省

【事項】：● 中教審法科特別委の審議を踏まえ、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、その結論に沿った実施を開始する。

【期限】：＜結論＞1年以内／＜実施＞2年以内

● 法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討して結論を得る。

【期限】：＜結論＞1年以内／＜実施＞2年以内

● 中教審法科特別委の審議を踏まえ、法学未修者教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指す。当試験を既修者にも活用できるような基本設計・実施を検討する。

【期限】：2年以内

● 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討し、実施準備を行う。

【期限】：1年以内

【担当】：閣僚会議

【事項】：● 課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、文科省の公的支援の見直し強化策も踏まえて検討し、結論を得る。

【期限】：＜結論＞1年以内／＜実施＞は法務省において2年以内

● 文科省等の公的支援の見直し強化策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設ける。その具体的な制度の在り方について検討し、結論を得る。

【期限】：2年以内

● 文科省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施について検討する。

【期限】：2年以内

◆ 司法試験

【担当】：法務省

【事項】：● 司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を提出する。

【期限】：1年以内

【担当】：閣僚会議

【事項】：● 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、結論を得る。

【期限】：2年以内

● 予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、結論を得る。

【期限】：2年以内

○ 中教審法科特別委による法科大学院の組織見直しの更なる促進方策の強化

中教審の法科特別委は前掲のような政府の法科大学院の改革促進の決定を受けて25年9月、『法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について』（以下、『組織見直しの促進強化』）を提言した。

『組織見直しの促進強化』では、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保できるようにする観点から、次のような改善方針を基本に据えている。

- ① 課題が深刻な法科大学院について、抜本的な組織見直しを早急に促進する。
- ② 入学定員と実入学者数の差が拡大していることを踏まえ、入学定員充足率が著しく低い法科大学院はもとより、全体として入学定員の適正化を図る。

◆ 「公的支援の見直し」強化策

法科特別委の『組織見直しの促進強化』では、上記の改善方策を実施する上で、「公的支援の見直し」に関する強化策を早急に打ち出す必要があるとしている。

そして、公的支援の見直しの更なる強化策を検討するに当たっては、次のような点を特に重視すべきだとしている。

- ① 課題が深刻な法科大学院の組織見直しを早急に促す観点から、その削減額の幅や適用方法・時期について検討するとともに、
- ② 国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育など特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援を通じた浮揚も視野に入れて、すべての法科大学院を対象とした上で、各法科大学院におけるこれまでの取組を通じて得られた成果等を多面的・総合的に評価する仕組みに抜本的に改めるべきである。

また、各法科大学院の評価の際には、特に以下の2点について検討すべきだとしている。

- ① 司法試験合格状況や入学状況などにおいて課題が深刻な法科大学院については、これまでも課題を解決するに至らなかったことを踏まえ、抜本的な組織見直しを求めることを基本とする。
ただし、法科大学院としてのこれまでの蓄積を踏まえた他分野への改組転換や、成果を挙げている他の法科大学院との連合といった改善策を講じる場合には、それらの取組を促進するよう配慮することが求められる。
- ② 多くの法科大学院において入学定員を満たすことができない状況が恒常化しており、法科大学院全体としての入学定員と実入学者数の差も近年ますます拡大していることを踏まえ、個々の法科大学院における司法試験の合格状況や入学状況等の実態を評価した上で、適正な規模の入学定員となるような仕組みを設ける必要がある。

◆ 「先導的な取組」の支援

中教審法科特別委の『組織見直しの促進強化』の提言では、厳しい環境に置かれている法科大学院の浮揚を図る観点から、公的支援の見直しに当たっては、組織見直しの取組や先導的教育への取組の促進など、将来に向けてより積極的な改善を促すことも可能となる仕組みに改めるべきであるとしている。

具体的には、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発、企業・自治体等と組織的に連携した就職支援とともに、他の法科大学院に対する教育支援、教育の質向上につながる法科大学院間の連携・連合などの取組を促進することが望ましいとしている。

＜“待ったなし”の法曹養成制度改革＞

本稿では、ここまで司法試験結果の状況や法科大学院の実態などを中心に、政府の法曹養成制度改革の推進、中教審の法科大学院の組織見直しの促進方策、文科省のこれまでの改善施策などをみてきた。

創設から10年目を迎えた法科大学院は、これまで中教審の様々な改善提言や文科省の改善取組を受け、各法科大学院において量的、質的な改革・改善が図られてきた。

しかし、創設時の制度設計の誤算は否めず、法科大学院を中核とする法曹養成制度の“負のイメージ”が際立ち、大学(学部)受験生の“法学系敬遠”傾向の一因にもなっている。

多様な法社会において、質・量とも豊かな法曹人材を養成し、国民が等しく法的サービスを受けられる成熟した社会体制を構築することは重要である。

法科大学院教育の立ち位置を浮揚させ、法曹養成制度の理念を確立するために、“待ったなし”の法曹養成制度改革が求められている。

(2013. 11. 大塚)